

発行日: 2025年06月18日
改定日: 2025年12月09日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名称	エコノミー不織布研磨パッド
粒度	120-600
製品品番	TEFP120、TEFP240、TEFP320、TEFP600
製品番号(SDS No.)	TEFP_120-600_J-2
推奨用途	研磨加工用
使用上の制限	所定の用途以外には使用しないこと
供給者名称	トラスコ中山株式会社
住所	〒105-0004 東京都港区新橋4丁目28番1号
担当部署	大阪商品部 PB品質保証課
電話番号	0120-509-849
FAX	0120-509-839
メールアドレス	techno.center@trusco.co.jp
緊急連絡先電話	0120-509-849

2. 危険有害性の要約

GHS分類	: 製品としての情報 情報なし
GHSラベル要素	
注意喚起語	: 危険
シンボル	: 成分としての情報(健康有害性・環境有害性情報) 酸化アルミニウム



危険有害性情報	: 製品としての情報 情報なし 成分としての情報 呼吸器への刺激のおそれ(酸化アルミニウム) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(酸化アルミニウム)
---------	---

注意書き

安全対策

: 粉じんを吸入しないこと。
取扱い後は手をよく洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
保護具を着用すること。

応急措置

: 粉じんを吸入した場合は空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
粉じんばく露またはばく露の懸念がある場合は医師の診断を受けること。
気分が悪いときは、医師の診断を受けること。

保管

: 換気の良い場所で保管すること。

廃棄

: 内容物を国、都道府県、市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物(成形品)

成分名	含有率(wt%)	CAS No.	化審法番号
酸化アルミニウム	38-47	1344-28-1	1-23
ナイロン66	25-30	32131-17-2	7-382

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは医師の診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石けんで洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断や手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合、医師の診断や手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
気分が悪いときは医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 周辺設備に適した消火剤を使用する。
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし。

6. 漏出時の措置(研磨加工で発生した粉じんや研磨くずが漏出した場合)

- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 : 回収が終わるまで十分な換気を行う。
換気不十分な場所で漏洩を処理するときは自給式呼吸保護具を着用する。
適切な保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項 : 粉じんが飛散しないようにする。
- 封じ込め及び浄化の方法
及び機材 : 掃き集めて、容器に回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 研磨作業時には適切な保護具を着用し、研磨加工で発生した粉じんを吸入しないこと。
製品表面に回転方向の矢印がある場合は、回転方向を守って使用すること。
- 安全取扱注意事項 : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- 接触回避 : 粉じんが目や口に入らぬよう保護具を着用すること。
- 保管
- 安全な保管条件 : 直射日光や高温多湿下を避け、直置きしないこと。
- 安全な容器包装材料 : 特になし。

8. ばく露防止及び保護措置(研磨加工で粉じんや研磨くずが発生した場合)

物質名	管理濃度	許容濃度(日本産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酸化アルミニウム	—	第1種粉じん 吸入性粉 0.5 mg/m ³ 総粉 2 mg/m ³	TLV-TWA 10 mg/m ³ (アスベスト不含、非結晶シリカ1%未満の微粒子)

ばく露防止

- 設備対策 : 排気、換気設備を設ける。
手洗い、洗顔設備を設ける。

保護具

呼吸器の保護具

: 呼吸器保護具を着用する。
研磨作業で発生する粉じんを考慮し、吸入ばく露を防ぐため、適切な防護係数の保護具(防じんマスク)を選択して使用する。
防じんマスク用フィルターなどの保護具消耗品は機能が低下しない時期に交換すること。

手の保護具

: 粉じん及び研磨材による損傷を防ぐため適切な保護手袋を選択して着用する。

目の保護具

: 粉じん及び研磨材による損傷を防ぐため保護眼鏡、顔面保護具を選択して着用する。

衛生対策

: 取扱い後は腕などの皮膚の露出部をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

外観(形状・色) : 固体(不織布基材に無機粉末の研磨材を塗布し固着させたもの)
その他物理的および化学的性質に関する有用なデータはない

10. 安定性及び反応性

反応性 : 通常の実取扱い条件においては安定
化学的安定性 : 通常の実取扱い条件においては安定
危険有害反応性 : 情報なし
避けるべき条件 : 屋内作業中の粉じんの充満
混触危険物質 : 情報なし
危険有害な分解生成物 : 基材の燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素の発生

11. 有害性情報

製品としての健康有害性 : 情報なし

成分としての健康有害性

成分	健康有害性	分類
酸化アルミニウム	: 特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3(気道刺激性)
	: 特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(肺)

上記で記載がない危険有害性は分類できないか区分に該当しない
研磨作業中に発生する粉じんを長期間吸入することでじん肺に罹るおそれ

12. 環境影響情報

製品としての環境有害性

生態毒性/残留性・分解性/生態蓄積性/土壌中の移動性 : 情報なし

成分としての環境有害性

: 情報なし

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報
内容物及びその容器は地方、国の条例、法令に従って処分すること。
処分の際は粉じんが飛散しないようにすること。

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類 : 国連番号に該当しない。

15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則、法令

- | | |
|---------------|--|
| 毒物及び劇物取締法 | : 該当しない |
| 労働安全衛生法 | : 名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条)
該当しない
名称等を通知すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18条の2)
該当しない
特定化学物質障害予防規則(労働省令第39号)
該当しない
がん原性物質(労働安全衛生規則第577条の2第3項)
該当しない
皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第594条の2第1項)
該当しない |
| 化学物質排出把握管理促進法 | : 該当しない |
| じん肺法 | : 施行規則第2条別表 粉じん作業 |

16. その他の情報

参考文献

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals,(6th ed., 2015), UN
 JIS Z 7252:2019
 JIS Z 7253:2019
 職場のあんぜんサイト | 厚生労働省
 NITE-CHIRP (NITE 化学物質総合情報提供システム) | 独立行政法人製品評価技術基盤機構
 許容濃度の勧告 | 日本産業衛生学会
 Supplier's data/information

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

本データシートに記載のデータは保証値ではありません。記載の含有率は全粒度における含有幅の最大値と最小値を示します。リスクアセスメントを実施の際は最大含有率をご参照ください。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データです。